

令和元年度 鏡石町地域産業 6 次化支援事業 募集要領

I 制度の概要

1 趣旨

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を被った鏡石町産業が、地域を支える基幹産業として復興を遂げるためには、就業機会の創出と所得の確保が必要です。鏡石町は、農業者等の 6 次化創業支援や、新商品の開発・販売などの支援を行い、もって本町地域産業の活性化に質することを目的として、補助金交付事業を実施します。

2 募集期間

令和 2 年 2 月 5 日(水)から令和 2 年 2 月 25 日(火)まで (当日消印有効)

3 対象者

鏡石町内に本拠を置く農業者等で次に掲げる各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (3) いわゆる反社会勢力に該当していないこと。
- (4) その他町長が不相当と認めるものでないこと。

※ 「農業者等」とは、農業者、商工業者若しくは団体等又は鏡石町産農産資源を活用した商品の提供を行う者をいいます。

4 対象事業及び対象経費

- (1) 対象事業及び対象経費は、別表 1 のとおりとします。
- (2) 補助金の交付決定日の属する年度の 3 月 16 日までに納品及び支払が完了しない経費は対象経費から除きます。
- (3) 対象経費には、消費税及び地方消費税は含みません。消費税及び地方消費税の課税対象となるものについては、本体価格だけが対象経費となります。

5 補助金の額補助率

一補助対象事業者当たりの補助金の額は「5 万円以上 15 万円以下」とし、補助率は補助対象経費の「3 / 4 以内」です。

※補助金総額 15 万円

6 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から事業計画に基づく最短の期間とし、最長でも当該年度の 3 月 16 日までとします。

7 補助事業終了後の実績報告書の提出

補助事業者は、事業完了の日から起算して 15 日経過した日、又は当該年度の 3 月 16 日までに、事業実績報告書を提出しなければなりません。

8 補助金の支払方法

補助事業の内容や補助対象経費の支払いを証明する書面（領収書等）を確認し補助金を支払います。

補助金は、支払が完了した経費については清算払いで交付することを原則としますが、事業の進捗及び必要性を考慮し、概算払いを行う場合があります。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、次に掲げる義務を負います。

- (1) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の内容、補助事業等に要する経費の配分又は補助金交付申請額に変更が生じる場合、または補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、補助事業が完了した後も善良なる管理者として注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。
- (3) 補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければなりません。

10 選定方法

- (1) 書面、ヒアリング、現地調査等により、対象要件の確認を行った後、審査を行い選定します。
- (2) 選定にあたっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事業について総合的に判断しますので、実施計画書作成の際に、ご注意ください。
 - ①申請者の運営能力・実施能力
 - ②事業実施計画の新規性・独創性
 - ③地域経済への普及効果

11 採択までのスケジュール（予定）

申請受付開始	令和2年2月5日（水）
申請締切	令和2年2月25日（火）
採択・不採択通知	随時
実施	交付決定から令和2年3月16日の間に実施

Ⅱ 申請に必要な書類等

1 提出書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業実施計画書（第1号様式別添1）
- (3) 添付書類
 - ①法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）（個人の場合は住民票）
 - ②納税証明書（未納の無い証明）
 - ③暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第1号様式別添2）
 - ④事業費の積算内訳が分かる資料（見積書等）
 - ⑤機械、器具及び備品等の設備に係るものにあつてはカタログ等
- (4) その他の資料（提出を求められた資料）

※提出された資料は返却しませんので、予めご了承ください。

※提出書類の様式は町ホームページからダウンロードできます。

2 提出先及び問合せ先

〒969-0492 鏡石町不時沼345番地
鏡石町役場 産業課 農政グループ
電話 62-2118 FAX 62-6553

3 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）について、申請者あてに通知します。

別表 1

事業名	1 鏡石町産農産物活用商品開発事業
事業内容	鏡石町産農産物を活用した新商品（※改良品も含む）を開発するための事業
補助対象経費	(1)専門家等からの助言・指導等に要する「謝礼金 ^{※1} 」及び「旅費 ^{※2} 」等 (2)試作品に要する成分分析検査「手数料」、外注加工「委託料」、「原材料費」等 (3)パッケージ開発に要する「謝礼金 ^{※1} 」、「印刷製本費」、「委託料 ^{※1} 」、「原材料費」等 (4)新商品のために必要な機械・施設に要する「使用料及び賃借料」、「備品購入費」等 (5)商談会等への出展に要する「旅費」、「消耗品費」、「使用料」、「原材料費」等 (6)広告宣伝のために要する「委託料」、「広告料」、「消耗品費」、「印刷製本費」等 (7)その他事業に必要であると町長が認める費用
事業名	2 鏡石町産農産物販路開拓事業
事業内容	鏡石町産農産物（※上記開発事業による商品も含む）の販路開拓のための事業
補助対象経費	(1)専門家等からの助言・指導等に要する「謝礼金 ^{※1} 」及び「旅費 ^{※2} 」等 (2)農産物の成分分析検査に要する「手数料」等 (3)パッケージ開発に要する「謝礼金 ^{※1} 」、「印刷製本費」、「委託料 ^{※1} 」、「原材料費」等 (4)販路開拓のために必要な機械に要する「使用料及び賃借料」、「備品購入費」等 (5)商談会等への出展に要する「旅費」、「消耗品費」、「使用料」、「原材料費」等 (6)広告宣伝のために要する「委託料」、「広告料」、「消耗品費」、「印刷製本費」等 (7)その他事業に必要であると町長が認める費用
事業名	3 機能性表示制度対応事業
事業内容	新しい機能性表示制度 ^{※3} に対応するための事業
補助対象経費	(1)専門家等からの助言・指導等に要する「謝礼金 ^{※1} 」及び「旅費 ^{※2} 」等 (2)農産物の成分分析検査に要する「手数料」等 (3)パッケージ開発に要する「謝礼金 ^{※1} 」、「印刷製本費」、「委託料 ^{※1} 」、「原材料費」等 (4)広告宣伝のために要する「委託料」、「広告料」、「消耗品費」、「印刷製本費」等 (5)機能性表示のために必要な機械に要する「使用料及び賃借料」、「備品購入費」等 (6)その他事業に必要であると町長が認める費用

※1 補助事業者及びそれに属する構成員に対しては対象外とする。

※2 旅費についての交通手段は公共交通機関を利用するものに限る。また、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金及びタクシー代は対象外とする。

※3 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定される機能性表示食品制度のこと。

事業全体の流れ

順番	項目 【提出書類】	補助 事業者	流れ	町	日程	備考
①	募集開始		←	○	令和2年2月5日 (水)	
②	補助金交付申請 【第1号様式】	○	→		令和2年2月5日 (水)	
③	審査			○	～ 随時	
④	交付決定通知 【第2号様式】		←	○	～ 随時	
⑤	事業執行	○				
⑥	(概算払請求 【第3号様式】)	○	→			
⑦	(補助金概算払)		←	○		
⑧	(変更承認申請 【第4号様式】)	○	→			
⑨	(変更承認通知 【第5号様式】)		←	○		
⑩	事業完了	○			～ 令和2年3月16日 (月)	
⑪	実績報告 【第1号様式】	○	→		～ 令和2年3月16日 (月) 【事業完了の日から 15日以内】	
⑫	補助金確定通知 【第6号様式】		←	○		
⑬	補助金交付請求 【第7号様式】	○	→		補助金確定通知後	